

総会議事録

令和5年5月

令和5年5月9日(火)開催

宮津市農業委員会

宮津市農業委員会定例総会議事録

会 期 令和5年5月9日(火)
開 会 午前9時30分、閉 会 午前10時2分
場 所 宮津市中央公民館 大会議室

農業委員

出席 今中 睦美、宇野 由美子、和久田 二三代、関野 掲司、宮崎 正之
山田 正明、松本 聡、吉田 雅典、吉田 進、小山 有美恵、細井 康
石田 弘司

12名

欠席 久保添 公哉、宮崎 健治 2名

農地利用最適化推進委員

出席 酒井 義浩、宮前 善有、糸井 久和、瀬戸 享明、溝口 喜順
荻野 雅章

6名

欠席 細見 秀史、平野 信也、垣根 敏孝 3名

欠員 和田 隆 1名

事務局 事務局長 小西 正樹、主任 内藤 進介

議事日程

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名 |
| 日程第2 | 議案第14号 農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について |
| 日程第3 | 議案第15号 農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について |
| 日程第4 | 議案第16号 非農地証明交付申請の承認について |
| 日程第5 | 議案第17号 農用地利用集積計画(利用権設定)の決定について |

〔関野会長〕 ただ今から、令和5年5月定例総会を開会いたします。

本日の出席者は23名中18名です。欠席は久保添委員、宮崎健治委員、細見委員、平野委員、垣根委員の5名です。よって総会は成立いたします。それでは、日程第1、議事録署名委員の指名を行います。今中委員、石田委員にお願いいた

します。

次に日程第2、議案第14号「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」を議題とします。配付資料にありますとおり、議案第14号の当事者となります小山委員はここで一旦退席をお願いいたします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の3頁を御覧ください。議案第14号になります。「農地法第3条の規定による許可申請に係る許可について」下記の申請人より、農地法第3条第1項の規定による許可申請があったことについて議決を求めます。2件ございます。

1番です。農地の所在は大字江尻※※番ほか1筆、登記地目は畑が1筆、原野が1筆、面積は合計で※※㎡となっております。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。譲渡人の申請事由につきましては、高齢により農地の維持管理が困難になったためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。右の備考覧になります。※※番につきましては面積が※※㎡の農地となっておりますが、現地確認の際、一部※※㎡になります。農作業小屋が建っていることを確認しましたので、事後になります。部分転用の届出を求め、残りの※※㎡を※※番の甲として申請の対象としております。

2番です。農地の所在は大字上世屋※※番ほか2筆、登記地目は田が2筆、畑が1筆、面積は合計で※※㎡となっております。譲渡人は※※にお住まいの※※様、譲受人は※※にお住まいの※※様です。当委員会、※※委員の御主人になります。同居の親族に該当いたしますので一時退席をお願いいたしております。譲渡人の申請事由につきましては、遠隔地で生活しており当該農地を管理できないためです。譲受人の申請事由につきましては、農業経営を拡大するためです。具体の場所につきましては4頁に地図を添付しております。上が1番の江尻付近の地図になります。図面にあります府中公園や籠神社付近になります。国道178号線を山側へ上りまして市道との中間付近で、真名井川に隣接した場所となっております。下が2番の上世屋になります。図面中央が世屋川を中心とした上世屋集落となっております。府道75号線から生活道に入った場所となっております。資料により御確認をお願いいたします。

次に5頁をお願いいたします。現地写真となっております。上2枚が1番の農地となっております。この内上が江尻※※番となっております。申請農地は鹿除けのテープに囲まれた部分となっております。下が※※番になります。奥に農作業小屋が写っておりますが先程、備考覧の説明でありました農業用の倉庫でありまして、この建物の敷地を除いた手前の部分が議決をお願いする対象となっております。

ります。この倉庫部分につきましては、同一敷地内にある2 a未満の農業用施設として事後になります。転用の届出を頂いております。次の下の2枚が2番の上世屋の写真となっております。3枚目の写真奥に民家が写っておりますが、今回の譲受人、※※さんの住宅となっております。下の4枚目が畑の※※番となっております。いずれの農地も既に売買が完了しており、令和2年から※※さんが農地を適正に管理をされております。今回正式に名義を移転し、引続き現在の状態のまま営農を継続したいとのことでした。なお、※※番につきましては、先の大垣の案件と同様に、宅地と農地が同じ1筆の土地にありますが、既に宅地部分是非農地判断をされており、今回は宅地を除いた農地部分ということで枝番を付しております。

次に6頁に許可申請に係る調査書を添付しております。1番です。調査書の最初にあります、第2項第1号ですが、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から申請農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第6号の地域の調和につきましては、4月28日に地区担当の吉田雅典委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は以前から当該農地の耕作に関して適正に管理をされていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。次に裏面の7頁2番です。調査書の最初にあります、第2項第1号ですが、所有する農地を適正に管理できるかという点につきまして、譲受人の農作業の従事状況等から申請農地を効率的に利用できるものと見込まれました。第2項第6号の地域の調和につきましては、4月28日に地区担当の小山委員及び溝口推進委員に立会いをお世話になり現地確認を実施しております。地域の周辺農地との調和につきましては、譲受人は以前から当該農地の耕作に関して適正に管理をされていることから、今後も周囲に特段の影響を及ぼすことはないものと考えられました。議案第14号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員の補足説明をお願いします。1番につきましては吉田雅典委員、2番につきましては小山委員の代理で溝口推進委員からお願いします。

〔吉田雅典委員〕 申請の農地につきましては、去る4月28日に事務局同行で現地確認を行いましたので報告いたします。申請の農地は、資料の5頁の上2枚の写真になります。上の江尻※※番の写真の農地は作付けされ、下の大垣※※番につきましては保全管理の状態となっておりますが、どちらの農地につきましても移転後もこの状態を継続していきたいとのこと、周囲に与える影響はないものと

思われます。なお、現在の所有者は高齢により農地の管理は困難ということで、ほぼ譲受人である※※さんのお世話になっておられるようです。よって許可して問題ないものと判断いたしました。以上です。

〔溝口委員〕 小山委員に代りまして、現地確認の報告をいたします。申請の農地につきましては、4月28日に小山委員と事務局で現地確認を実施しております。いずれの農地も既に小山さんが購入されており、写真のとおり適正に管理をされておりますので、許可して問題と判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第14号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第14号については許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第14号については、許可します。一時退席いただいた委員に再入室いただくようお願いします。

(小山委員の再入室)

〔関野会長〕 次に日程第3、議案第15号「農地法第4条の規定による許可申請に係る意見について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 失礼いたします。お手元の資料の8頁を御覧ください。議案第15号になります。「農地法第4条の規定による、許可申請に係る意見について」下記の申請人より農地法第4条第1項の規定による許可申請があったことについて意見を求めます。1件ございます。農地の所在は大字須津※※番、登記簿地目は田、面積は※※㎡です。申請人及び土地の所有者は※※にお住まいの※※様です。転用目的は集合住宅等を整備するためです。具体の場所につきまして9頁に地図と現地写真を添付しております。上の地図ですが、位置的には吉津小学校、吉津地区公民館付近となっております。府道2号線沿いの住宅地内となっております。その下が現地写真になります。4方向から撮影となっております。写真のとおり周辺を民家に囲まれた農地となっております。この農地に8世帯が入居できる2

階建ての共同住宅建築を計画されております。府道に対しまして敷地の奥側に住宅を建築し、府道側に入居者用駐車場を14台分整備する計画となっております。次の10頁に本案件に係る意見書を添付しております。申請に係る土地、事業計画、農地の区分を確認しております。意見書の中ほどにあります、適当の文字に丸囲みしてあります所ですが、1番の農地の区分と転用目的ですが、申請農地は京都丹後鉄道岩滝口駅から概ね300m以内に位置することから農地の区分としましては第3種農地に該当します。また、書類の下の方になりますが、農業振興地域、農用地区分の所ですが、この地域は農業振興地域内となっておりますが、農用地につきましましては区域外となっておりますので、転用は可能な農地となっております。書類の中程に戻っていただきまして、2番の資力及び信用につきましましては、融資予定証明書により確認をとっており、4番、7番につきましても提出された計画書より確認をとっております。また、9番の周辺農地等への影響につきましましては、雨水につきましましては既設の側溝へ、生活排水につきましましては公共下水への排水で対応することを確認しております。議案第15号に係る説明は以上となります。御審議を賜りますようお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当の松本委員から報告をお願いします。

〔松本委員〕 申請の農地につきましましては、去る4月28日に事務局同行で現地確認を行いましたので報告いたします。申請の農地は資料の9頁の写真のとおり民家に囲まれた農地となっております。周りが住宅地でありますので、転用による周辺農地への影響はないものと考えました、また次の10頁にあります意見書のとおり、目的や計画など各項目について確認しましたが問題ないものと判断をいたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第15号について質疑に入ります。御意見等のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第15号については、許可してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第15号については、許可相当の意見を付し、京都府へ進達しま

す。次に日程第4、議案第16号「非農地証明交付申請の承認について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 11頁をお願いします。議案第16号になります。「非農地証明交付申請の承認について」下記の申請人より、非農地証明交付申請があったことについて議決を求めます。2件ございます。

1番です。土地の所在につきましては大字文珠※※番ほか1筆、登記地目はいずれも畑、面積は合計で※※㎡となっております。土地の所有者は※※にお住まいの※※様、非農地の事由につきましては※※番にあっては昭和58年から、※※番にあっては昭和49年からそれぞれ耕作していないということです。

2番です。土地の所在につきましては、大字日置※※番、登記地目は田、面積は※※㎡となっております。土地の所有者は、※※にお住まいの※※様で、非農地の事由につきましては昭和50年頃から耕作していないということです。

具体の場所につきましては12頁に地図を添付しております。上が1番の文珠の案件になります。図面右上に橋立ホテル、右下に天橋立駅となっております。府道2号線から市道に入りまして駅裏付近になります。次に下の図面が2番の日置になります。地図の中央に世屋川と世屋へ向かいます府道が写っております、右下がやすけ台公園となっております。申請農地は府道から山道を300mほど入った山中の場所となっております。資料により御確認をお願いいたします。

次に13頁をお願いします。現地写真を添付しております。上の2枚が1番の案件となっております。上の※※番につきましては手前の駐車スペースと奥の民家の敷地となっております。この民家は昭和58年に建築され現在に至っております。下の※※番につきましては生活道として整備されており、昭和49年からこの状態であったとのことです。2筆とも地目が農地ですので、違法転用の状態となっておりますが、発生後20年が経過しておりますので始末書の提出は求めておりません。次に下の写真が2番の日置になります。昭和50年頃から耕作されていないとのことで、写真のとおり原野化が進んでおりました。なお、府道からのアクセス道も道とは言えないほどの山道でこの場所へ到達することも困難な場所となっております。議案第16号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 ただ今の事務局の説明に関連して、地区担当委員から補足説明をお願いします。1番につきましては松本委員、2番につきましては吉田進委員から補足説明をお願いします。

〔松本委員〕 1番の文珠につきましては、4月28日に事務局同行で現地確認を行い

ましたので報告いたします。写真は 13 頁の上 2 枚になります。現地は、写真のとおり昭和の頃から民家及び生活道路として利用されており、農地としての利用は、現実的に不可能であると認められましたので、非農地と判断いたしました。以上です。

〔吉田進委員〕 2 番の日置について、現地確認を行いましたので報告いたします。実際、こんな場所に農地があったことは、私もこの件まで知りませんでした。現地は写真のとおり、山林化しており農地と言えるような状態ではありませんので、非農地として問題ないと判断いたしました。以上です。

〔関野会長〕 これより、議案第 16 号について質疑に入ります。御意見、御質問のある方は挙手願います。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 16 号については、承認してよろしいか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 議案第 16 号については、承認とします。次に日程 5、議案第 17 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」を議題とします。事務局より提案説明をお願いします。

〔内藤主任〕 資料の 14 頁をお願いします。議案第 17 号「農用地利用集積計画（利用権設定）の決定について」になります。2 件ございます。貸手と借手が直接契約を行う相対での利用権設定となっております。農地はいずれも日置の田となっております。詳細につきましては資料により御確認をお願いいたします。公告日は令和 5 年 5 月 15 日となっております。議案第 17 号に係る説明は以上となります。御審議を賜われますようよろしくお願いいたします。

〔関野会長〕 これより議案第 17 号について質疑に入ります。何か御意見等ございませんか。

(意見なし)

〔関野会長〕 異議なしと認め、議案第 17 号については決定することとしてよろし

いか。

(委員の賛成)

〔関野会長〕 それでは議案第 17 号については決定とさせていただきます。

以上で議事日程は全て終了いたしました。議案書の最後の頁に先の役員会で行われました専決報告の一覧を添付しております。御質問がございましたら会議終了後に事務局までお願いいたします。

宮津市農業委員会会議規則(平成8年農委規則第1号)第16条第2項の規定により署名する。

会 長 関 野 揚 司

委 員 石 田 弘 司

委 員 今 中 睦 美

記 録 者 小 西 正 樹